

平成 28 年度

第 4 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 28 年 7 月 5 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市口和自治振興センター 1 階 大集会室

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 28 年 8 月 1 日公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三		○	28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子		○
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖		○	36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美	○		39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬		○
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森末 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆		○
出張所長	中村 裕造		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀		○	出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲	○		係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効		○	出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成28年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は会長が欠席ですので、農業委員会規則第3条第3項によって、会長代理に議長を務めていただきます。

それでは、川本会長代理より、開会のご挨拶をいただき、引き続き、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

会長あいさつ（会長：あいさつ 以下 略）

議 長：それでは、会議を開会いたします。
ただいまの出席委員は 37 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。
11 番尾原委員さんと 12 番横田委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議 長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。
なお、受付番号 13 から 17 の 5 件について、事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：受付番号 15 について、現地調査の結果、農地として認められないため一部地番の
取下げを次のとおり申出する。

門田町中原 13 番地 6、13 番地 7

その後、議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の
世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明（以下 略）

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤委員

一部地番について農地と認められなかったので取り下げとなったと説明があったが、その後の手続きに
ついて所有者には指導等をおこなったのか。

事務局

現地調査時に申請者が立会いされたので適正な処理について指導した。

議 長：そのほかありませんか。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので、採決に移ります。
「農地法第 3 条の規定による許可について」
受付番号 13 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 14 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 15 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 16 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 17 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

整理番号4について、終期に誤りがありつぎのとおり訂正

平成34年→平成35年 期間5年から6年に変更となる。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成28年7月期の申
出分については、別紙「平成28年8月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

平成28年8月1日付け公告し、平成28年8月1日付けより契約開始となります。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成
立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号5、6の2件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号6について取下げとなった旨報告する。

受付番号5

位 置 等：説明資料の2ページから3ページに記載

転用事由：菊の選花場

他 法 令：なし

資金計画：自己資金で対応

周辺影響：影響ないと確認

農振除外手続：除外済み

農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第4条の規定による許可について」

受付番号6を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号3の1件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号2

位置等：説明資料の4ページ、5ページに記載
転用事由：宅地拡張を行い、物干し場、物置設置を行いたい。
周辺影響：ブロック積の擁壁など設置
除外手続：除外手続済
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号3を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。
受付番号19から21の3件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号19

位置等：説明資料の8ページと9ページに記載
潰廃事由：平成16年県道拡幅による立退きとなり、それ以来耕作を放棄し山林化しました。
現地確認：雑草、竹が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号20

位置等：説明資料の10ページに記載
潰廃事由：昭和17年頃から墓地となっている。隣地との登記間違いであると思われる。
現地確認：申請地墓地であり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号21

位置等：説明資料の11ページに記載
潰廃事由：昭和60年頃により耕作をやめ原野となった。
現地確認：雑草、雑木が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤です。

登記が違うという説明があったが、どこと違ったのか、1098番2と1098番1との間違えなのか。

事務局 1098番2は現況が農地でしたが、登記簿は「墓地」となっている。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番 19 から 21 の 3 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番 19 から 21 の 3 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 20 分)